

東京農工大学オープンアクセス方針

令和6年3月18日
役員会決定

(趣旨)

1 東京農工大学(以下「本学」という。)は、「東京農工大学憲章」に掲げる基本理念に基づき本学において生産された研究成果を広く国内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、その成果を社会に還元すること、地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

2 本学は、本学に在籍する教職員が、出版社、学協会、大学等が発行する学術雑誌等に掲載した論文等の研究成果(以下「研究成果」という。)を、以下のいずれかの方法によって公開する。研究成果の著作権は、本学には移転しない。

- (1) 東京農工大学学術機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)に登録する。
- (2) オープンアクセスジャーナルに掲載する。
- (3) 論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。
- (4) 外部の機関が設置するプレプリント・サーバ等の外部リポジトリに登録する。

(適用の例外)

3 著作権等のやむを得ない理由により、リポジトリによる公開が不適切であると教職員または本学が判断した場合は、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録)

5 リポジトリによる公開を選択する場合、教職員はできるだけ速やかに、リポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に無償で提供するものとする。リポジトリへの登録、公開等、リポジトリに関する事項は、「東京農工大学学術機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(本方針の改訂)

6 本方針の内容は、国内外のオープンアクセスに関する動向、方針を踏まえて、必要に応じて改訂する。

(その他)

7 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。